

平成29年度 入札契約事務コンプライアンス・
アクションプランの取組み状況について（報告）

この報告書は、平成29年12月25日開催の大阪市入札等監視委員会において報告したものです。
なお、取組み状況については、平成29年12月末時点のものに修正しています。

平成29年12月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

目 次

I	はじめに.....	1
II	平成 29 年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証.....	2
1	コンプライアンス確保のための体制整備	4
	(1) 入札情報の管理徹底	4
	(2) 不正行為や不当圧力の排除	6
	(3) 入札契約事務コンプライアンス研修の実施.....	7
2	不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応	10
3	不正が起きにくい入札契約制度の構築	11
4	その他.....	12
5	その他の入札契約制度に関する調査結果(平成 29 年度アクションプラン以外の取組み)	12
III	おわりに.....	14
参考	平成 29 年度入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン.....	15

I はじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続について、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきたところである。

しかしながら、平成 26 年に本市の入札契約事務における不祥事案が明らかとなったことから、これまでの全庁的なコンプライアンスの取組みを引き続き強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、平成 27 年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を策定し、その実施状況等の検証を経て、次年度のアクションプランを策定していくというPDCAサイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。

この報告書は、平成 29 年度のアクションプランの進捗及び取組み状況についての調査・検証結果をとりまとめたものであり、平成 30 年度のアクションプラン策定に向けた課題や留意すべき事項について抽出したものとなっている。

Ⅱ 平成 29 年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証

平成 29 年度アクションプランについて、各区（24 区）及び各局室（28 部署）並びに、出先機関等で契約事務を行っている部署（弘済院など）を加えた 54 所属に対し、平成 29 年 10 月 2 日時点における平成 29 年度アクションプランの具体的取組み状況等の調査を実施した。併せて、必要に応じて状況把握のため、実地による追加調査を実施した。

これらの調査結果をもとに取組み状況について分析・検証を行った。

【調査対象一覧】

区	局・室	出先機関
北区役所	副首都推進局	
都島区役所	市政改革室	
福島区役所	ICT戦略室	
此花区役所	人事室	
中央区役所	都市交通局（平成 29 年 7 月設置）	
西区役所	政策企画室	
港区役所	危機管理室	
大正区役所	経済戦略局	
天王寺区役所	中央卸売市場	
浪速区役所	総務局	
西淀川区役所	市民局	
淀川区役所	財政局	財政局税務部
東淀川区役所	契約管財局	
東成区役所	都市計画局	
生野区役所	福祉局	弘済院
旭区役所	健康局	
城東区役所	こども青少年局	
鶴見区役所	環境局	
阿倍野区役所	都市整備局	
住之江区役所	建設局	
住吉区役所	港湾局	
東住吉区役所	会計室	
平野区役所	消防局	
西成区役所	交通局	
	水道局	
	教育委員会事務局	
	行政委員会事務局	
	市会事務局	

は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という。）を示す。

その結果、

○ほとんどの項目において、アクションプランの取組みは実施済みであった。
 ○昨年度実施済となっていた項目で、本調査において数所属が未実施となっていたことから、当該所属に対して、聞き取りによる状況調査及び、実地調査を行う等、フォローアップを実施した。また、調査時に取組みの趣旨を説明し、早急に実施するよう求めており、平成 29 年 12 月末までに全所属で実施済となる見込み。

※ いずれも平成29年12月末までに実施済

以上の状況から、平成 29 年度のアクションプランの進捗及び取組みはおおむね順調

であるといえる。以下、詳細について記載する。

1 コンプライアンス確保のための体制整備

(1) 入札情報の管理徹底

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	29年度中に実施	計
①各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）				
委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守	委員会構成局	7	0	7/7
情報管理強化の継続検討	委員会構成局	7	0	7/7
②不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守及び改正 ※マニュアル改正・周知ポスターへの反映（平成29年12月に改正）契約管財局作成	全所属	54	0	54/54
「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用	全所属	51	3	54/54
③予定価格調書の作成ルールの徹底 ※作成時期（事後審査型は入札書提出期限後）・複数の係長級職員で作成・封印後金庫内保管				
「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守	全所属	52	2	54/54
④発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知				
執務室等に周知ポスターを掲示	全所属	50	4	54/54
⑤書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など				
「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守	全所属	54	0	54/54
「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守	全所属	54	0	54/54
「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守	全所属	54	0	54/54

入札情報の管理徹底については、不当圧力の阻止の取組みとして、以下のとおり実施した。（契約管財局）

- ・「公正契約職務執行マニュアル」の改正及び周知ポスターへの反映について
マニュアルについては、平成28年4月1日から施行された地方公務員法の改正（再就職者による働きかけの禁止等）を踏まえた内容に改めるとともに、参考として、区役所における市民活等団体との関係などの例外的な取扱いを区長会議において整理した「市民活動団体との協働推進における区役所職員のコンプライアンス上の留意点」や経済戦略局の「公正な契約職務の執行のために」を記載し、よりわかりやすいものとした。
さらに、マニュアルの改正に併せて、コンプライアンスの取組みにかかる周知ポスターについても、再就職者（元市職員）による働きかけの禁止を明記したものに改めた。

また、各所属の取組みについては、おいておおむね実施できているが、以下の項目について、一部の所属で未実施となっていた。（全所属）

- ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版の活用」について
平成28年度版（昨年度版）は携帯していたが、平成29年度版について、職員に周知・携行を徹底できていなかったものであり、本調査を機に周知・携行の徹底を図った結果、調査後は実施済みとなっている。
- ・「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守について
予定価格調書の作成を複数の係長級職員で作成していなかったものである。当該所属に状況確認を行ったところ、「契約事務担当に係長級職員が複数名いないため、係員と作成していた。」とのことであった。
職場状況を踏まえれば、同マニュアルどおりに行うことは不可能であり、実務上やむを得ない運用であったと考える。
調査時にマニュアルの趣旨について説明を行った結果、改善が図られた。
なお、同マニュアルについては、職場実態に応じた対応ができるよう、今後、改正等について検討を行う必要がある。
- ・周知ポスターの掲示（「発注者綱紀保持に関する取組みの周知」）について
昨年度調査では実施済みとなっていた所属において、未実施となっていたものである。
理由としては、年度替りに掲示物の整理を行った際に外したままとなっていた（3所属）、今年度途中（平成29年7月1日）より新たに設置された局であり、ポスター掲示が遅れていた（1所属）というものであった。
実地調査により状況を把握するとともに、取組みの趣旨を再度説明し、所属の状況に応じた掲示方法をアドバイスするなど、フォローアップを行った結果、実施済となった。
昨年度の調査と同様の状況で未実施となっていたことから、対策として、年度当初に周知等を行うなど、効果的な周知方法等について検討する。

(2) 不正行為や不当圧力の排除

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	29年度中に実施	計
①外部者（元市職員を含む。）の執務室内立入禁止の徹底				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	54	0	54/54
執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属	50	4	54/54
②録音録画装置の設置				
録音録画装置の設置	委員会 構成局	7	0	7/7
「録音録画装置設置運用要綱」の遵守	委員会 構成局	7	0	7/7
③不当圧力対応の記録の義務化				
「要望等記録制度」の遵守	全所属	54	0	54/54
「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守	全所属	54	0	54/54
「説明責任を果たすための公文書作成指針」の遵守	全所属	54	0	54/54
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	54	0	54/54
④発注者綱紀保持に関する取組みの周知（再掲） ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知				
執務室等への周知ポスター掲示（再掲）	全所属	50	4	54/54
⑤職場における関係業者等との対応のルール の遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	54	0	54/54
⑥不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	54	0	54/54
「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室作成）の活用	全所属	54	0	54/54

不正行為や不当圧力の排除については、各所属における取組みはおおむね実施できている。

・録音録画装置の運用マニュアル等の整備について（委員会構成局）

平成28年12月に各所属において策定した取扱規程（要綱等）に基づく取扱いを行っており、実務上での問題は発生していないが、引き続き、運用等については調査を行っていく。

また、今回の調査に併せて、全所属に対し（装置を設置している部署のみ回答）平成28年度の活用事例について確認したところ、契約管財局では、「会話内容を再確認する必要があるため」として約30件、一時保存するなど、録音データを活用していた。他所属においては0件であったが、対応時に記録しているということを手相に伝えることにより、不当要求等への抑止力ともなり、さらに、必要に応じて保存しておくことで証拠等としての活用もできることから、引き続き取組んで行く。

・周知ポスターの掲示（「発注者綱紀保持に関する取組みの周知」）について

1（1）と同様。

(3) 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

① 契約管財局実施の研修

【職階別研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成29年4月～ 平成30年3月	全職員	—	eラーニング研修 (コンプライアンス)
平成29年6月1日	所属長	49名	コンプライアンス (外部講師：弁護士)
平成29年6月19日 平成29年6月20日	契約業務の実務者	288名	契約事務・コンプライアンス
平成29年7月11日	課長級職員	77名	コンプライアンス (外部講師：弁護士)
平成29年9月26日 平成29年9月27日	監督職員（工事）	74名	契約事務・コンプライアンス (外部講師…国土交通省担当官)
平成29年12月5日 平成29年12月6日	契約業務の実務者	のべ 497名	契約事務（テーマ別）
平成29年12月21日	契約業務の実務者 長期在籍職員等	109名	コンプライアンス (外部講師：公正取引委員会担当官)

計1,094名

契約管財局では、契約事務に関する知識の習得による適正な事務手続きの遂行と、コンプライアンス意識や公務員倫理の向上を図ることを目的として、平成26年5月に策定した「大阪市における契約事務研修の実施方針」に基づき、階層別に計画的な契約事務研修を実施している。

所属長研修については、今年度も公募による新たな所属長や民間出身の区長の就

任があったことから、組織トップへのコンプライアンス意識の向上、並びに組織マネジメントを通じた組織への浸透を図ることを目的として実施した。

また、テーマ別の契約事務研修については、12月に実施予定であり、昨年度の受講者アンケートでの要望を踏まえ、事例を用いる等、実務に即した内容とする。

同じく12月に実施予定のコンプライアンス研修は、受講対象者を契約業務の実務者に限定せず、現担当在籍5年以上の職員（設計・積算・工事監理などを行う職員含む。）も対象とし、長期在籍職員への受講促進を図る。

さらに、研修に参加できなかった職員が自主学習できるよう、また、各所属が研修を行う際に資料が活用できるよう、昨年同様、各研修資料を庁内ポータルに掲載している。

研修受講者アンケートの結果、「研修内容は理解できた」との感想は8割以上となっており、「基本から学ぶことができてよかった。」「かなり役立った。」との意見が多かったが、「実務について触れてほしかった。」や「実務に対して気を付けるポイントを聞きたかった。」といった要望もあったことから、次年度の研修に反映させる。

② その他の所属実施の研修（契約管財局職員を講師として派遣したもの）

【派遣（出張型）研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成29年8月21日 平成29年8月22日	建設局職員 （課長級以上）	80名	決裁権者の職責と着眼点、過去の不適正事例の紹介と法令遵守

各所属からの要望に応じて、契約管財局職員による派遣（出張型）研修を積極的に実施している。

今年度は、建設局において実施しており、今後も、依頼に応じて実施していく。

(参考) 平成 28 年度実績

① 契約管財局実施の研修

【職階別研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 28 年 4 月～	全職員	—	e ラーニング研修 (コンプライアンス)
平成 28 年 4 月 21 日	所属長	50 名	コンプライアンス (外部講師：弁護士)
平成 28 年 7 月 13 日 平成 28 年 7 月 14 日	契約業務の実務者	228 名	契約事務・コンプライアンス
平成 28 年 7 月 22 日	契約業務の実務者	107 名	コンプライアンス (外部講師：公正取引委員会担当官)
平成 28 年 9 月 29 日 平成 28 年 9 月 30 日	契約業務の実務者	のべ 458 名	契約事務 (テーマ別)
平成 28 年 11 月 30 日 平成 28 年 12 月 1 日	監督職員 (工事)	75 名	契約事務・コンプライアンス (外部講師：国土交通省担当官)

計 918 名

② その他の所属実施の研修 (契約管財局職員を講師として派遣したもの)

【派遣 (出張型) 研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 28 年 8 月 8 日 平成 28 年 8 月 19 日	港区役所職員	32 名	契約事務・コンプライアンス + 所属からの要望に応じた内容
平成 28 年 8 月 23 日 平成 28 年 8 月 30 日	建設局職員 (課長級以上)	94 名	
平成 28 年 12 月 12 日 平成 28 年 12 月 13 日	交通局職員	111 名	
平成 29 年 1 月 19 日	図書館職員	76 名	

計 313 名

2 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	29年度中に実施	計
①談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）				
・「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき、実施	全所属	54	0	54/54
・各所属の対応について契約管財局に情報集約	全所属	54	0	54/54
②不自然な入札（疑義案件）の調査・分析				
・疑義案件の分析	契約管財局		適宜実施	
・大阪市入札等監視委員会における審議	契約管財局		適宜実施	
・疑義案件・不正入札の継続的な研究 など ※「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施	契約管財局		適宜実施	
③建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査				
・「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき、実施	全所属	54	0	54/54
・「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき、実施	全所属	54	0	54/54
・関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成）	契約管財局		実施済	

不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応については、各所属における取組みはすべて実施できている。

・談合等不正行為に関する情報への対応について

平成27年度に策定した「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき、調査等を実施した所属は1所属であった。他所属は、談合情報等がなく調査等を実施していないが、情報があった場合は同マニュアルに基づき対処するとの回答であったことから、全所属実施済みとした。

・建設業法違反等不正行為に関する情報への対応について

平成27年度に策定した「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき、調査等を実施した所属は1所属であった。他所属は、調査対象事案がなく調査等を実施していないが、事案があった場合は同マニュアルに基づき対処するとの回答であったことから、全所属実施済みとした。

3 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	29年度中に実施	計
①コンプライアンス監視機能の強化 ※大阪市入札等監視委員会による監視				
・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みについて意見具申	契約管財局	適宜実施		
・不正・不適正事案について大阪市入札等監視委員会へ報告・意見聴取を行い再発防止に反映・全所属に周知・情報共有の実施	契約管財局	適宜実施		
② 設計情報に関する公開の推進				
委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守（再掲）	委員会構成局	7	0	7/7
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止				
電子入札における予定価格等への無作為係数の適用の取組みなど	契約管財局	他自治体と意見交換を行い情報収集を実施		

不正が起きにくい入札契約制度の構築については、おおむね実施できている。

・「コンプライアンス監視機能の強化」の取組みについて

昨年度に引き続き、大阪市入札等監視委員会で調査審議した事案のうち、他所属でも起こりうる事案があった場合は、課題の共有化と契約事務の改善、再発防止を目的として、委員からの意見等をまとめ、庁内周知している。

また、電子入札における無作為係数の導入のほかに、不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するため、昨年度に引き続き、大阪府と意見交換するなど情報収集を図っている。

4 その他

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	29年度中に実施	計
①不正・不適正事案の調査研究 ※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証		/		
・本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック	契約管財局	適宜実施		
・他の発注機関における刑事裁判、官製談合事件不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局	適宜、報道等をチェックしている。		
②政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究		/		
随時情報収集	契約管財局	適宜実施		
③定期的な人事異動の実施		/		
・業者等の利害関係者と接点のある職場について長期在籍職員の積極的な人事異動の推進又は、長期在籍者へのコンプライアンス意識の徹底	全所属	54	0	54/54
・価格漏洩など不正行為疑念払拭のための迅速な人事異動 ※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり	全所属	適宜実施		
④組織力のアップ ※人員の確保、優秀な人材の育成、経験者・優秀な人材の起用		/		
・専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承	全所属	54	0	54/54
⑤相談対応の機能強化		/		
・相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR、制度改善、課題解消事案の情報発信）	契約管財局	適宜実施		

その他については、すべて実施できている。

・定期的な人事異動の実施の取組みについて

職務内容の特殊性などにより人事異動が困難な所属に属する長期在籍職員への配慮として、契約管財局主催の「コンプライアンス研修」への受講を促進し、コンプライアンス意識の向上を図る。

5 その他の入札契約制度に関する調査結果（平成29年度アクションプラン以外の取組み）

アクションプランの検証にあわせて、入札契約事務の適正化に向けた各所属における取組みについて調査を実施し、実施状況確認や課題等の分析を行った。

【入札契約事務適正化に向けた各所属独自の取組み】

取組内容	対象所属	取組状況	
		はい	いいえ
入札契約事務の適正化に向けた取組みとして、所属独自の取組みを実施	全所属	19	35

契約管財局が全庁的に行っている取組みに加えて、多くの所属で独自の自主的な取組みを実施しており、入札契約事務の適正化に対する意識は高い。

主な独自取組みは以下のとおり

- ・ 局内での契約事務説明会の開催
- ・ 局独自で事務処理要領等を作成
- ・ 比較見積結果など「入札契約情報等の公表に関する要綱」に定める事項以上の情報を公表
- ・ 公募型比較見積の実施

【入札契約事務の適正化に向けた取組みにおける課題等】

平成 28 年 4 月の地方公務員法の改正により、再就職者（元市職員）による働きかけが禁止されていることから、今年度も働きかけの実態についてアンケートを行った。

※調査対象期間は、平成 28 年度から平成 29 年度（調査日時点まで）

取組内容	対象所属	状況		
		あり	なし	計
営利企業等 ^{※1} に再就職した元市職員 ^{※2} から入札契約事務に関して何らかの働きかけ ^{※3} があったか	全所属	0	54	54/54
営利企業等に再就職した元市職員の対応において苦慮していることがあるか	全所属	0	54	54/54

※1 営利企業等とは、営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。

※2 元市職員には、民間会社へ出向中の現役職員も含む。

※3 働きかけとは、“当該元市職員が離職前に従事していた職務に関連し、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること”をいう。（改正地方公務員法の解説による。ただし、同法で禁止される対象については、在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なる。）

元市職員による入札契約事務に関する働きかけは確認されなかった。

また、元市職員の対応において苦慮している所属もなかった。

Ⅲ おわりに

平成 29 年度アクションプランの取組みについては、今回の実施状況等の調査とその検証により、取組みはおおむね順調であると確認できたものの、昨年度実施済みとなっていた項目が未実施となっている所属が見受けられた。

未実施となっている理由としては、「事務室内のポスター掲示の整理を行う際に外した」等が挙げられており、所属及び職員がアクションプランの取組みの趣旨をしっかりと理解していなかったことが原因と考えられる。

調査時点で未実施となっていた所属においては、今回の調査を機に、早急に取り組んでおり、平成 29 年 12 月 1 日にすべて実施済みとなっている。

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識を徹底していくためには、今後もアクションプランが風化・形骸化しないように、適宜、アクションプランの取組み状況を調査し、実態を把握するとともに、本取組みの目的や趣旨を十分に周知しながら実施を促していくことが必要であり、各所属においては、その内容を理解したうえで実行することが求められる。

また、本調査に併せて、昨年度に引き続き、再就職者による働きかけについての実態調査を行ったところ、不正な働きかけ等の事実はなかったものの、このような調査を実施することで職員の意識の向上や抑止力が期待されることから、引き続き、調査を行っていくとともに研修等を通じて職員に周知していく。

次年度のアクションプランについては、本報告書の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見等を踏まえて策定し、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上・徹底について、継続的・恒久的に取り組んでいくこととする。

参考

平成29年度
入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン

平成29年3月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

〇はじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続きは、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきた。

とりわけ入札契約事務にかかるコンプライアンスについては、本市では、執行機関の附属機関である大阪市入札等監視委員会の提言「公正な入札の確保に向けて」（平成 25 年 1 月）に基づき、平成 25 年度から集中的にコンプライアンスの取組強化を進めてきたところである。

しかしながら、平成 26 年に本市の入札契約事務における不祥事案が相次いで明らかとなり、これまで全庁的な取組みとして実施してきたコンプライアンスの取組みの意味や実効性を問われかねない、非常に厳しい状況に置かれる事態となった。

このような事態に対応するため、大阪市入札契約制度改善検討委員会（以下「本委員会」という。）では、これまでの全庁的なコンプライアンスの取組みを引き続き強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、平成 27 年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、その実施状況等の検証を経て、次年度のアクションプランを策定していくという PDCA サイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行うこととした。

平成 28 年度アクションプランの取組みについて、平成 28 年 10 月 1 日時点の取組状況を検証したところ、その進捗及び取組みはおおむね順調であったが、数所属において平成 27 年度実施済みとなっていた項目の一部が継続できていない状況が見受けられた。これらの原因としては、人事異動等により本取組みの趣旨が後任に確実に継承されていなかったことなどにより、所属及び職員の認識の低下を招いたことによるものと考えられる。なお、これらの項目については、検証作業を機に平成 28 年 12 月時点ですべて実施済みとなったところである。

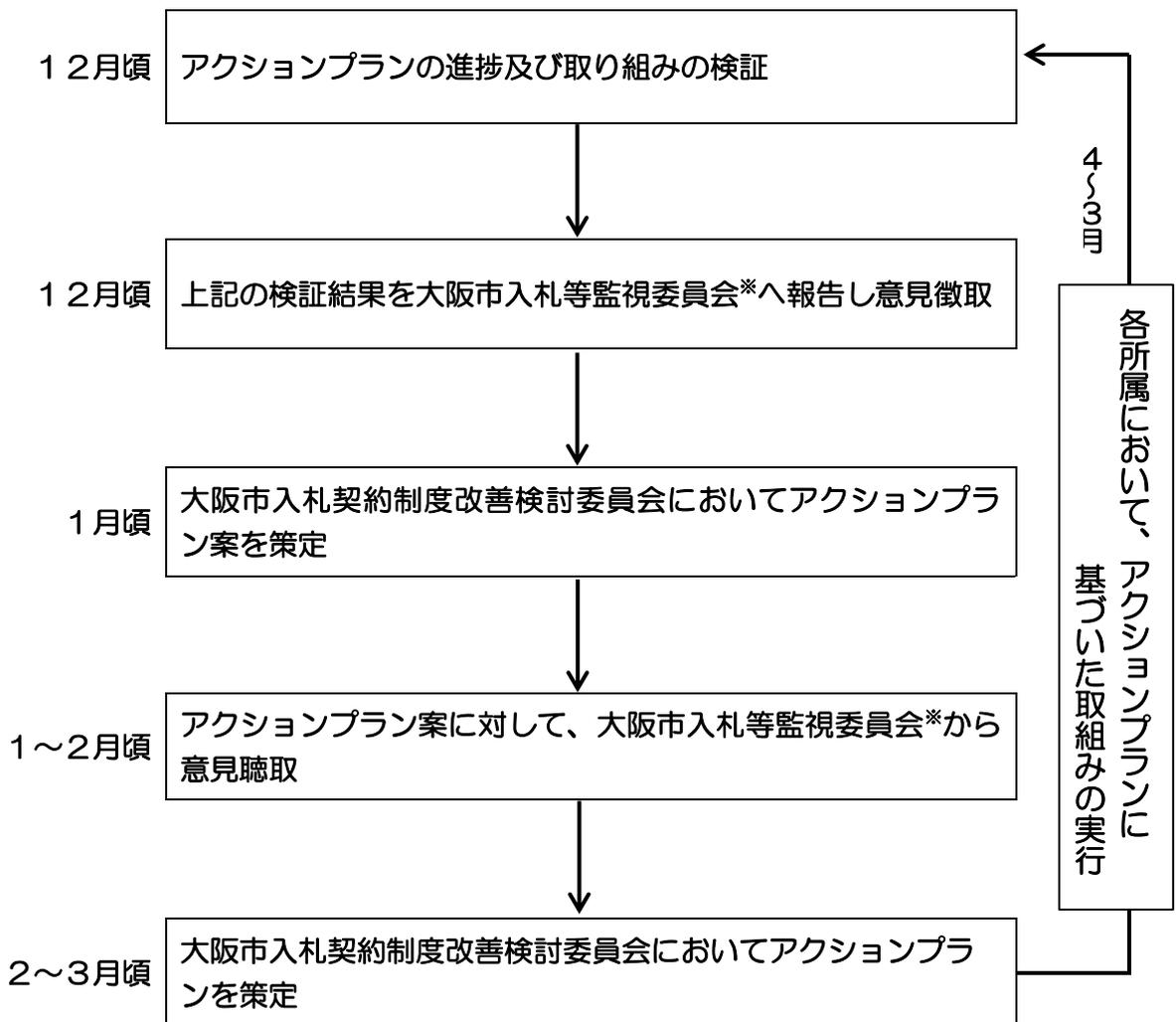
入札契約事務にかかるコンプライアンス意識を恒久的に確保していくためには、各所属の取組みの実施状況や実態について、定期的に調査・把握・検証を行い、本取組みの趣旨を徹底することで、各所属において取組みを遺漏なく実施し続けていくことが重要である。このような認識のもと、本委員会は今回の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見を踏まえ、平成 29 年度入札契約事務コンプライアンス・アクションプランを策定したものである。

各所属並びに関係職員においては、この取組みが風化、形骸化しないよう、入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの趣旨とその内容を十分に理解した上で、コンプライアンスの取組みの継続的な実施を徹底していただくようお願いする。

○入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの作成方針

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取り組むことが重要と考えることから、コンプライアンス・アクションプランについて、次のとおり、年度ごとに策定及び検証を行う。

作成方針イメージ



※ 大阪市入札等監視委員会においては、専門委員も加えて調査審議を行う。

【所属一覧】

区	局・室
北区役所	副首都推進局
都島区役所	市政改革室
福島区役所	I C T戦略室
此花区役所	人事室
中央区役所	政策企画室
西区役所	危機管理室
港区役所	経済戦略局
大正区役所	中央卸売市場
天王寺区役所	総務局
浪速区役所	市民局
西淀川区役所	財政局
淀川区役所	契約管財局
東淀川区役所	都市計画局
東成区役所	福祉局
生野区役所	健康局
旭区役所	こども青少年局
城東区役所	環境局
鶴見区役所	都市整備局
阿倍野区役所	建設局
住之江区役所	港湾局
住吉区役所	会計室
東住吉区役所	消防局
平野区役所	交通局
西成区役所	水道局
	教育委員会事務局
	行政委員会事務局
	市会事務局

※ は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という。）を示す。

○平成 29 年度の具体取組み（平成 25 年度からの継続分を含む）

I コンプライアンス確保のための体制整備

1 入札情報の管理徹底

取組内容	取組所属
① 各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）	
【取組事項】 ・委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守 ・情報管理強化の継続検討	委員会構成局
② 不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応	
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守及び改正 ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用	全所属 ※改正・作成については、契約管財局
③ 予定価格調書の作成ルールの徹底 ※作成時期（事後審査型は入札書提出期限後）・複数職員で作成・封印後金庫内保管	
【取組事項】 「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守	全所属
④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知	
【取組事項】 執務室等への周知ポスターの掲示	全所属
⑤ 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など	
【取組事項】 ・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守 （参考） 外部有識者による審査原則の徹底（プロポーザル方式による業務委託契約）	全所属

2 不正行為や不当圧力の排除

取組内容		取組所属
① 外部者（市元職員を含む。）の執務室内立入禁止の徹底		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・執務室等への周知ポスターの掲示（再掲）	全所属	
② 録音録画装置の設置・運用		
【取組事項】 ・委員会構成局で作成している「録音録画装置設置運用要綱」等の遵守	委員会構成局	
③ 不当圧力対応の記録の義務化		
【取組事項】 ・「要望等記録制度」（政策企画室作成）の遵守 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」（政策企画室作成）の遵守 ・「説明責任を果たすための公文書作成指針」（総務局作成）の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	
④ 発注者網紀保持に関する取組みの周知（再掲） ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知		
【取組事項】 執務室等への周知ポスターの掲示（再掲）	全所属	
⑤ 再就職者による働きかけの禁止の周知 ※職員の退職管理に関する条例第3条第2～4項、地方公務員法第38条の2第7項		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守及び改正（再掲） ・執務室等への周知ポスターの掲示（再掲）	全所属 <small>※改正については、契約管財局</small>	
⑥ 職場における関係業者等との対応のルールへの遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）		
【取組事項】 「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	
⑦ 不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室作成）の活用	全所属	

3 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

入札契約事務に携わる職員に対して、契約事務に関する知識の習得を図ることにより適正な事務手続きが遂行されることとともに、入札契約事務のコンプライアンス意識や公務員倫理の醸成を図ることにより不正・不適正事案を未然に防止することを目的として、入札契約事務コンプライアンス研修を実施する。

平成 29 年度は公募により所属長の異動が多く見込まれることから、2 年ごとに開催している所属長研修については、昨年度に引き続き実施する。また実務者向けには、テーマ別研修をより実務に即した内容としていくとともに、契約事務研修未受講者や長期在籍職員への研修参加を促すなど、研修の充実を図る。

平成 29 年度実施分（予定）

①契約管財局実施の研修【職段階別研修】

実施時期	対象者	実施内容
平成 29 年 4 月～5 月	所属長	契約事務・コンプライアンス
平成 29 年 5 月～6 月	課長級	契約事務・コンプライアンス
平成 29 年 6 月～7 月	契約業務の初任者・実務者	契約事務・コンプライアンス (基礎的内容)
平成 29 年 6 月～7 月	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス
平成 29 年 7 月～12 月	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス (テーマ別)
平成 29 年 11 月	契約業務の実務者 長期在籍職員等	コンプライアンス
随時	全職員	e-ラーニング研修（契約事務・ コンプライアンス）

②その他の所属実施の研修【契約管財局職員を講師として派遣するもの】

各所属からの要望に応じて実施

開催時期	対象者	実施内容
実施所属と調整	実施所属の職員	契約事務・コンプライアンス・ その他各所属からの要望に応じた内容

(参考) 平成 28 年度実績

①契約管財局実施の研修【職段階別研修】

開催時期	対象者	実施内容
平成 28 年 4 月～ 平成 29 年 3 月	全職員	e ラーニング研修 (コンプライアンス)
平成 28 年 4 月 21 日	所属長	契約事務・コンプライアンス (外部講師…弁護士)
平成 28 年 7 月 13 日 平成 28 年 7 月 14 日	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 28 年 7 月 22 日	契約業務の実務者	コンプライアンス (外部講師…公正取引委員会担当官)
平成 28 年 9 月 29 日 平成 28 年 9 月 30 日	契約業務の実務者	契約事務 (テーマ別)
平成 28 年 11 月 30 日 平成 28 年 12 月 1 日	監督職員 (工事)	契約事務・コンプライアンス (外部講師…国土交通省担当官)

②その他の所属実施の研修【契約管財局職員を講師として派遣したもの】

開催時期	対象者	実施内容
平成 28 年 8 月 8 日 平成 28 年 8 月 19 日	港区役所職員	契約事務・コンプライアンス・ その他各所属からの要望に応じた内容
平成 28 年 8 月 23 日 平成 28 年 8 月 30 日	建設局職員 (課長級以上)	
平成 28 年 12 月 12 日 平成 28 年 12 月 13 日	交通局職員	
平成 29 年 1 月 19 日	図書館職員	

Ⅱ 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

取組内容		取組所属
① 談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）		
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施 関係職員・業者に対する事情聴取 不自然な入札（疑義案件）の調査 各所属の対応について契約管財局に報告（情報を集約） 契約管財局を窓口として公正取引委員会・警察へ報告（調査分析結果を直接説明） など ・談合防止について事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属	
② 不自然な入札（疑義案件）の分析・研究		
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義案件の分析 ・大阪市入札等監視委員会における審議 ・疑義案件・不正入札の継続的な研究 など 	契約管財局	
③ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査		
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき実施 ・「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき実施 ・関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属	

Ⅲ 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容		取組所属
① コンプライアンス監視機能の強化 ※大阪市入札等監視委員会による監視		
	【取組事項】 ・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みについて意見具申	契約管財局
② 設計情報に関する公開の推進		
	【取組事項】 委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守（再掲）	委員会構成局
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止		
	【取組事項】 電子入札における予定価格等への無作為係数の適用の取組みなど	契約管財局

IV その他

取組内容		取組所属
① 不正・不適正事案の調査研究 ※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証		
【取組事項】 ・本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における刑事裁判、官製談合事件や不適正随意契約事案などのチェック		契約管財局
② 政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究		
【取組事項】 随時情報収集		契約管財局
③ 定期的な人事異動の実施		
【取組事項】※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり ・価格漏洩など不正行為疑念払拭のため、業者等の利害関係者と接点のある職場について、定期的な人事異動を実施 ※異動先が限定される専門的職種等、定期的な人事異動が困難な所属については、研修等により長期在籍職員へのコンプライアンス意識を徹底		全所属
④ 組織力のアップ ※人員の確保，優秀な人材の育成，経験者・優秀な人材の起用		
【取組事項】 専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承		全所属
⑤ 相談対応の機能強化		
【取組事項】 相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR，制度改善，課題解消事案の情報発信）		契約管財局

〇おわりに

大阪市職員基本条例は、職員に対して、市民の疑惑や不信を招くような行為を禁止している。また、大阪市職員倫理規則では、いわゆる「不適正契約」を禁止し、これに違反すると非違行為として懲戒処分の対象となり、さらには、職員個人に対する損害賠償請求あるいは求償、悪質なケースでは刑事責任を問われる場合もある。

しかしながら、平成 26 年度には本市職員の収賄事件（懲戒免職・有罪判決確定）や関係業者に飲食費を負担させた事案（減給 1 月）、幹部職員らによる受注業者との会食、入札情報漏洩による入札中止など不祥事が相次いで明らかとなった。

このため、一刻も早い市民の信頼回復に向けて、入札契約事務にかかるコンプライアンス意識の徹底を図るため、平成 27 年度アクションプランを策定し、以降毎年度、取組みの実施状況や実態について検証を行うことにより、全力で不祥事の再発防止に取り組んできた。

条例や規則、ガイドラインなどの制度を構築するだけでなく、一人ひとりの職員がその意味を理解し、自らのものとして職務に活かしていかなければ、いつかは緊張感がうすれ、意識の風化や、取組みの形骸化を招きかねないとの認識のもと、今後ともアクションプランの取組みを継続的に実施し、入札契約事務にかかる職員のコンプライアンス意識の醸成を図っていく必要がある。

また、営利企業などへ再就職した市元職員による働きかけは、これまでも本市条例で禁止されてきたが、平成 28 年 4 月より改正施行された地方公務員法でも禁止・罰則が設けられるなどにより、市民の目はより厳しいものとなっていることを再認識しなければならない。

職場における不祥事を防止するためには、上司・部下職員ともに、不正を許さない・見逃さない、ということはもとより、勤務時間中・時間外を問わず常に公務員倫理を意識しながら行動することが重要である。

特に、所属長をはじめとする管理監督者は、職員の規範となるよう自らを規律するとともに、不正を防止すべく、適正な事務執行が確保できる体制づくりに取り組み、部下職員の行動に対しても、常日頃から目配りをして不祥事を防止する責務があることを強く自覚する必要がある。

本委員会としては、収賄事件をはじめとする不祥事が二度と繰り返されることがないように、アクションプランの取組みを引き続き徹底するとともに、“市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしない”ということを職員一人ひとりが肝に銘じて行動することを強く求めるものである。